

議 事 録

第 28 回 定 例 総 会

令和7年 11 月 10 日

太田市農業委員会 28 回定例総会議事録

開会日時 令和7年11月10日(月) 午後2時
閉会日時 令和7年11月10日(月) 午後3時15分
開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 (18人) 1長谷川 耕一 2遠藤 弘一 3山田 清作 4長島 佳男
5太田 安弘 6塚越 仲夫 7原田 和男 8飯塚 茂夫
9津久井準一郎 10木村 克己 11高木 勝 12清水 由紀江
13中村 幸江 15小磯 典夫 16石原 康男 17室田 道博
18永井 幸二 19片亀 昌子

欠席委員
(0人)

出席職員 (9人) 毛呂局長 小此木次長 河内次長補佐 高田次長補佐 川田係長代理
町田主任 須永主任 永井主事 堀越主任専門員

会議に付した事項 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (会長)
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)
議案第5号 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)変更案に対する意見について (会長)

報告事項 報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

協議事項 令和7年度太田市優良農業者表彰候補者及び太田市農業後継者報奨候補者の推薦について

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第28回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いします。

事 務 局 本日の定足数については、出席委員18名、欠席委員0名です。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 続いて、会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 それでは、7番 原田和男委員 と 8番 飯塚茂夫委員 のお二人
にお願いいたします。

また、書記につきましては事務局の堀越主任専門員を指名いたします。
議事に入る前に、農業政策課より地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)変更案についての議案が提出されました。このことについて、議案を追加してよろしいでしょうか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 特段異議がなさそうでありますので、この議案につきまして議案第5号といたします。
また、議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事務局

議案書の訂正をお願いいたします。

議案書の7ページをお開きください。8番の右のほうの施設の概要という欄があるのですが、住宅114.97㎡という記載があるかと思いますが、その欄の中に632-3と一体利用と追記をお願いします。

それと先ほどの議案の追加の関係のお話ですけれども、お手元に事前にクリップ留めで3枚の用紙をお配りさせていただきました。議案の追加に伴いお配りさせていただいたものですが、1枚目は議案第5号が追加となりましたので、この部分の差し替えということでよろしくお願ひします。2枚目が追加議案の資料という形になります。最後の3枚目が、それに伴う変更点という形になりますので、この3枚について差し替えで追加という形になりますので、よろしくお願ひいたします。

訂正については以上となります。

5 議事顛末

議長

それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は4件です。

事務局より、提案をお願いします。

事務局

提出件数4件について、朗読し詳細に説明する。

1番 中根町の土地 田 1,684㎡、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

2番 台之郷町の土地 田 1,997㎡、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

3番 新田赤堀町の土地 田 1,044㎡、営農規模拡大のため、農地を借り受けたい。

4番 大原町の土地 畑 764㎡ 外1筆 計841㎡、引き続き営農型太陽光発電施設を設置し、生計の安定を図りたい。

1番から3番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

4番は、営農型太陽光発電施設設置に伴う区分地上権設定です。農地法第3条第2項ただし書きに該当するため、同項各号の要件を満たす

必要がありませんので、問題ないと考えます。
以上、処分の決定をお願いします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番について、第1地区協議会より報告願います。

7番委員 番号1番について、7番が報告いたします。
譲受人は●●さん、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。譲渡人が●●さん、●●●さん、高齢であり耕作しないので、農地を譲渡したい。チェックリストに基づき調査及び現地確認をした結果を報告します。現地確認をした結果は、きれいに耕作してあるのを確認いたしました。機械も一通りそろっていました。農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、
委員 ご意見、ご質問等ございますか。
議 長 なし。
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号2番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

13番委員 番号2番について、ご報告いたします。
譲渡人の●●さんは、貸し付けていた農地を戻され、維持管理ができないので、譲渡したいとのこと。そして、譲受人の●●さんは、不動産業を営んでおり、●●さんから相談を受け、農地を譲り受け、経営規模を拡大することにしたそうです。現地を確認したところ、問題はありません。そして、●●さんの家に行って農機具を見せてもらいましたが、トラクター2台、田植機1台、コンバインが1台あり、問題はないものと思われます。農地法第3条第2項各号には該当しませんので、

第2地区では許可相当と意見決定いたしました。再度ご審議のほど、
お願いいたします。

議 長 ただいま、第2地区協議会より番号2番について報告がありましたが、
ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたしま
す。

議 長 続いて、番号3番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報
告願います。

15番委員 番号3番について、ご報告いたします。●●●●●●●●●●が土地を
借り受けて営農規模拡大のため、農地を譲り受けたいということで、
譲渡人は借り受けの申出があったため、譲受人の事業に協力したいと
いうことであります。現地は多少草は生えていたんですが、草が枯れ
た状態になったときにきれいにするという話でありまして、地元とも
協議の上、結構地元との話し合いも進んでいるようでありまして、農地
法第3条第2項各号には該当しませんので、第5地区といたしまして
は許可相当と判断いたしました。

よろしくご判断のほど、お願いいたします。以上です。

議 長 ただいま、第5地区協議会より番号3番について報告がありましたが、
ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたしま
す。

議 長 続いて、番号4番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報
告願います。

- 17 番 委 員 番号4番について、17番からご報告いたします。
備考欄にもありますように、区分地上権を設定したいということで、譲受人と譲渡人は親子でございまして、営農型太陽光を設置することから、下部は枝豆を作っているという状況であります。具体的な説明につきましては、4号議案、5号議案でご説明申し上げたいと思います。以上です。
- 議 長 ただいま、第6地区協議会より番号4番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号4番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、処分の決定を求めます。
提出件数は8件です。
事務局より、提案をお願いします。
- 事 務 局 提出件数8件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番 高林北町の土地 1,554 m²の内0.285 m²、農地区分は、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。
営農型太陽光発電所用地として一時転用するものです。
- 2番 新田下江田町の土地 2,202 m² 外2筆 計3,326 m²、農地区分農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。
農地改良として一時転用するものです。
- 3番 新田下江田町の土地 307 m² 外3筆 計2,404 m²、農地区分

農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農地改良として一時転用するものです。

4番 新田村田町の土地 377 m²、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。

一般住宅用地として転用するものです。

5番 新田市野倉町の土地 976 m²の内 5,062 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設置用地として一時転用するものです。

6番 藪塚町の土地 664 m²、農地区分 第二種、農作業場用地として転用するものです。

7番 大原町の土地 662 m²の内 0.13 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設備用地として一時転用するものです。

8番 大原町の土地 611 m²の内 0.11 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設備用地として一時転用するものです。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番について、第1地区協議会より報告願ひます。

1番委員 番号1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。

1番につきまして、申請理由としますと、下部農地で柿を栽培しながら、引き続き、営農型太陽光発電を行いたいということでございます。2回目の3年間の更新の申請でございます。当初の計画で下部で柿を

栽培し、3年目ぐらいから収穫ができるというような状況報告でございましたが、隣接する田より来る水対策、あるいは冠水対策に大分苦労したようでございます。柿の木の成長不良と、枯れたものも何本かあるんですが、今年、幾らか収穫した状況もございます。これから2回目の更新を前に、水害対策として暗渠の設置、あるいは排水ポンプを設置する。また、柿の収益の改善のために、ブロッコリーを栽培する。周りの土地がそこそこありますので、また水害に影響のないブロッコリー、特に秋口に栽培して、暮れから年明けに収穫ということで、本人も非常に前向きに、こういったことに対応しておりますので、第1地区協議会としましては許可相当という判断をいたしました。再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号2番から5番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

15番委員 番号2番、3番について、第5地区より報告いたします。2番、3番は同一人の申請でありまして、東西の道路を挟んで南と北に位置する水田であり、水田をかさ上げして枝豆を栽培したいということで、畑地化したいということであります。調査に参りましたところ、隣の畑で作業している人がおりましたので、様子をお聞きしたところ、その畑も、もともと水田をかさ上げして畑地化したところでありまして結構いい畑で、隣地の耕作人の方も何ら隣の田んぼがかさ上げして畑地化されても問題ないということであります。第5地区で協議した結果、適当と認めましたので、皆様のご審議のほどをよろしく願いいたします。以上です。

9番委員 番号4番について、報告いたします。
現在、借家に住んでおり、部屋が狭いため、自己所有の土地に住宅を新

築したいとのことで申請がありました。周辺は住宅と一部農地ですが、周囲に支障はなく、問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いたします。

なお、番号5番であります。備考にありますけれども、更新案件であります。現在、営農型太陽光発電を営んでおりますが、今回、その更新をするもので、現地はパネルの下にミカンや大根、ミカンの木は23本ほどありました。ミカンや大根、ブドウなどが栽培されておりますが、管理は大変よくできております。現地周辺は一部道路がありまして、そのほかは農地であり、周囲に支障はなく、問題ないものと判断し、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いたします。以上です。

議 長

ただいま、第5地区協議会より番号2番から5番について報告がありました。恐縮ですが、2番と3番について、事務局から現在の農用地はどのような形になっているか、皆さんに説明してくれますか。

事 務 局

現在の使い方ということでよろしいでしょうか。

議 長

はい、そうです。

事 務 局

現在も枝豆の作付をしていらっしゃることなんです。田んぼのまま枝豆の作付をしているということなので、現在、周りも畑になっているというところで、雨が降った場合に、その農地が低くなっておりますので、水がたまってしまうということです。周りの農地、畑と合わせて今回かさ上げをして、引き続き枝豆を作っていきたいということでお話を聞いております。

議 長

ありがとうございます。

委 員

それでは、2番から5番についてご意見等はございますか。

議 長

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号2番から5番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号2番から5番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、番号6番から8番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

- 17 番 委 員 番号6番から8番について、報告いたします。
6番ですけれども、屋敷内農地になっているところが、農地法の許可を得ずに農作業場、機具置場等を造ってしまったということで、これが農地であるということが判明したために、始末書を添付して是正するものでございます。現地を確認したところ、屋敷内農地でもありませんし、周辺農地への支障がなく問題はないので、地区協議会では許可相当と決定いたしました。
- 次に、7番でございますけれども、営農型太陽光の3回目の更新ということでございます。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、下部農地への営農についても問題はないので、許可相当と意見決定したところでございます。ちなみに、営農作物は枝豆ということでございます。
- 次のページの8番でございますけれども、これも同様に営農型の太陽光の3回目の更新ということでございます。これも7番の方が息子さんで、8番の方がお父さんということになりますが、同じようなところにセットされておりまして、農作物は枝豆を作っているところでございますけれども、現地を確認しましたところ、周辺農地の支障も、特に下部農地の営農についても問題はないということで、地区協議会としては許可相当ということで決定いたしました。
- 以上です。よろしく申し上げます。
- 議 長 ただいま、第6地区協議会より番号6番から8番について報告がありました。ご意見、ご質問等はございますか。
- 18 番 委 員 ちょっとお聞きしたいんですけれども、枝豆を連作して作っているんですかね。
- 17 番 委 員 連作で作っているように聞いております。
- 18 番 委 員 枝豆は作物の栽培上、連作を嫌います。収量は落ちてきますね。参考までに収量は1年の報告書の中には、どういうふうになっていますか。
- 事 務 局 今ご指摘いただいた内容なんですけれども、毎年の収量の報告につきましては、営農型の太陽光について、地域の平均的な単収の8割以上を収穫することということになっておるんですが、今まで毎年報告が上がっていますが、8割以上の報告で、かつ農協への出荷の証明書も併せてついておりますので、問題ないと考えます。以上です。
- 18 番 委 員 不思議ですね。まあいいですけど。
- 17 番 委 員 多分営農の仕方が上手なんだと思います。

- 18番委員 一般的に栽培技術からすれば、豆類は減作するか、減作体系でやらないと生産に影響するという事です。ただ、現場では、そういうことになっていきますから、もう私も現場からは離れましたから、私が作ってもいいよといえ、豆類はこれですね。そういうことで書類が出ているんですから、意見として私は言っておきます。
- 12番委員 同じ藪塚でよくその道路を通りますが、●●さんは本当にとってもよく耕作していらして、畑も草にしないで見事な作物を作っております。だから、ほかの営農型太陽光と比べ物にならないぐらい、見本的で見せてあげたいと思います。ぜひ紹介してあげてください。以上です。
- 18番委員 まあ、いいんじゃないですか。技術サイドから私は意見を一応言ったのであって、地域全体の中で問題ないということであれば、それはそれでいいと思います。そういうことです。
- 議長 事務局で、連作する場合に、その間に特別な肥料を入れるとか、そういう工夫や何かというのは、営農計画か何かには入っているんですか。
- 事務局 今のご指摘は、計画書には載ってございません。
- 18番委員 連作の技術対策を取るようなことは指導してもいいと思いますね。今、意見があって、非常にいい感じだというのですけれども、技術者からすれば、豆類の連作は生育不良の現象を起こしますので、一応そういうことです。意見としてね。だから、問題なければ、許可相当でいいんじゃないですか。そういうことであります。
- 議長 それでは、もし●●さんに連作紹介の件、どういうことかというのは聞いてもらえますか。その上で次回、報告させていただくということでよろしいですか。
- 18番委員 いいですよ。ただ、意見として、委員会ですから見識のある意見を言っているだけのことであって、一般的に生育が良好だということであれば、それはそれでいいですよ。一応そういうことです。
- 6番委員 参考に、枝豆は私のうちも作っていますけれども、同じところで毎年枝豆を作っていますけれども、大丈夫です。間にスタックスを入れたりしてかき回して、土壌改良はしたりはしていますけれども、同じ場所で作っていますけれども、特に問題なくできています。
- 議長 肥料とか何かを間に入れて。
- 6番委員 スタックスをやったりしています。
- 18番委員 だから、今言っているのは技術的な体系でしているんですよ。大豆やって、スタックスを入れて、そういうことで軽減しているんですよ。そういうことです。技術的には間違えじゃないんです。
- 6番委員 ただ、枝豆で連作でも多分できるとは思いますけれども、参考に。

- 18 番 委 員 スダックスを入れているということは、一つの対策技術なんです。だから、いいんじゃないですか。
- 議 長 参考までに、●●さんに、連作の障害をどういうふうに行っているか聞いていただいて、次回、報告していただけますか。本件は、今、見識のあるご意見等がいろいろありましたから、許可とすることで賛成の方は挙手をお願いいたします。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号6番から8番を許可とすることに決定いたします。
事務局、いいですか。
- 事 務 局 はい、分かりました。
- 議 長 次回、よろしくお願いします。
- 議 長 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は2件です。
事務局より、提案をお願いします。
- 事 務 局 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、会長宛てに2件提出されております。
1番、大原町の土地について、露天駐車場用地として許可を得たが、当該地での計画がなくなり、そこに購入者が現れたため、当該許可の権利を承継するものです。
2番、大原町の土地について、介護施設用地として許可を得たが、当該地での計画がなくなり、そこに購入者が現れたため、当該許可の権利を承継するものです。
ご審議のほど、よろしくお願いします。
- 議 長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番及び2番について、第6地区協議会の調査した意見結果をお願いします。
- 12 番 委 員 番号1番、2番について、ご報告いたします。1番と2番は同じ介護施設用地と露天駐車場用地との計画をしておりましたが、予定していた介護施設のご近所の話合いの挨拶をしたところ、場所が住宅地内であ

り、送迎時の駐車場問題やカラオケ時の騒音等の指摘もあり、別の場所で開設、開所してほしいということから、別の場所を探すことにしたものです。第6地区協議会でチェックリストに基づき調査した結果は、何ら問題なく、承認相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

- 議長 ただいま、第6地区協議会より番号1番及び2番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番及び2番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番及び2番を承認することに決定いたします。
- 議長 続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は23件です。
事務局より、提案をお願いします。
- 事務局 提出件数23件について、朗読し詳細に説明する。

1番 古戸町の土地 103㎡ 外1筆 計209㎡、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。
看板設置用地として転用するものです。

2番 古戸町の土地 26㎡ 外2筆 計51㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

3番 古戸町の土地 14㎡ 外1筆 計421㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

4番 細谷町の土地 591㎡ 外1筆 計2,313㎡、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

5番 細谷町の土地 301㎡、農地区分 第二種、太陽光発電設置用地として転用するものです。

6番 高林北町の土地 310㎡、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

7番 由良町の土地 64 m² 外1筆 計440 m²、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には東武伊勢崎線細谷駅から300m以内の農地」の理由から第三種農地と判断されます。

一般住宅用地として転用するものです。

8番 脇屋町の土地 412 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

9番 上田島町の土地 494 m²、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

10番 龍舞町の土地 464 m²、農地区分 第二種、農家住宅用地として転用するものです。

11番 東金井町の土地 1,106 m² 外1筆 計1,659 m²、農地区分 第二種、蓄電池設置用地として転用するものです。

12番 東金井町の土地 427 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

13番 東今泉町の土地 466 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

14番 西長岡町の土地 480 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

15番 粕川町の土地 726 m²、農地区分 第二種、蓄電池設置用地として転用するものです。

16番 新田村田町の土地 279 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

17番 新田村田町の土地 279 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

18番 新田小金井町の土地 1,473 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

19番 山之神町の土地 445 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

20番 大原町の土地 764 m²の内0.12 m² 外1筆 計841 m²の内0.13 m²、農地区分は、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

営農型太陽光発電設備用地として一時転用するものです。

21番 大原町の土地 300 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

22番 大原町の土地 611 m² 外2筆 計909 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

23番 大原町の土地 905 m²、農地区分 第一種、第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天駐車場・露天資材置場用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番から9番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1番委員 番号1番から6番まで、沢野地区からご報告いたします。

まず、1番につきましては、看板設置用地ということで、申請理由といたしましては、道路新設により分断され、耕作に適さない農地となってしまう申請地を取得し、看板設置用地として利用したいといった

理由でございます。地区協議会で現地を確認したところ、古戸地区の●●●の手前はかなり広い道路ができて、その道路によって分断されてしまったという農地でございます。ここは家庭菜園として作るぐらいの畑でございますけれども、こういったところは有効利用として看板を設置することもいいのではないかという案が出て、許可相当としてあります。また、周辺農地には一切問題ございませんので、重ねて報告します。

また、2番につきましては一般住宅用地で、借家に住んでおり申請地を取得し、自己の住宅を新築したい。また、3番につきましても、区画整理により立ち退きのため転居が必要となり、子どもの住まいに近い申請地を取得し、自己の住宅を新築したいということでございます。

2番と3番につきましては、譲渡人が●●さんという方で、ここにも施設の概要のところへ一体利用ということが書いてありますが、2番と3番の住宅用地の間に道路としての用地を確保するわけでございます。その中にこの一体利用の土地があるということです。また、2番の細かい土地なんです、3筆あるんですが、これは既に取得している441.24㎡の周辺にくっついているような状況で、この3つの畑、山林という細かい土地がついていますので、それを取得して住宅を造りたいといったことでございます。

続きまして、4番と5番について報告いたします。これは転用目的につきましても太陽光発電施設用地で、申請理由としますと、太陽光発電事業を営んでおり、申請地を取得し太陽光発電を行いたいということでございます。4番と5番、こちらも一体利用として太陽光発電を行いたいということでございます。この周辺は、もう既に太陽光が幾つか、すぐ西は太陽光ができて、また東も太陽光ができています。周辺の住宅、あるいは地権者への事業説明も済んでいるということでございますので、地区協議会としましては許可相当というふうに判断いたしました。

また、6番につきまして報告します。こちらは一般住宅用地、実家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を新築したいということで、こちらも周辺はもう既に既存の集落ということで、前は道路、西は住宅地、東も住宅地、この申請の土地の周辺に農地があるんですが、全て●●●さんというお宅の土地でございます。今回と同様に、住宅の売買で次からまた申請があるのではないかというようなことでございまして、周辺農地には一切影響がございませんので、地区協議会としましては許可相当というふうに決定しております。

1番から6番について、再度のご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

7番委員 番号7番、8番、9番について7番が報告します。
7番、8番は一般住宅用地で、借家に住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を新築したい。この7番、8番について現地を確認した結果、もう周りに農地がないので、許可相当と決定しました。9番についても、借家に住んでおり、申請地を父から借り受け、自己の住宅を新築したい。現地を確認して、北と西が道路で、東側が倉庫で、前がちょっとした畑になっているんですけども、さほど影響がないと確認いたしました。周辺の農地への支障もないので、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番から9番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

5番委員 事務局に、参考までに教えてもらいたいたいんですけども、この3番、区画整理により立ち退きのため転居なんだけれども、子どもの住まいに近い申請地を取得してというのはいいんですけども、こういうのは区画整理のほうで処理はしてくれないの。

事 務 局 具体的に申し上げますと、区画整理に伴い立ち退いて、新しい代替地が用意されていたんですけども、代替地はもう既に不動産業者と売買契約をして売り払ってしまって、それで新たに太田に今回土地を取得されたいということの経緯になっております。

5番委員 だから、それが区画整理課のほうでは処理ができないんですか。

事 務 局 これは●●の方になるので。

5番委員 行政でやったものに関しては行政で処理するのが普通かなと思っていたら、文書が出てきたので、ちょっと疑問に思ったんです。申し訳ない。参考のために聞きたかったんです。

議 長 それ以外にありますか。

委 員 なし。

議 長 それでは、採決いたします。
番号1番から9番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番から9番を許可とすることに決定いたします。

- 議長 続いて、番号10番から13番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 2番委員 番号10番について、休泊地区から報告します。場所は龍舞町で、譲受人が夫で、譲渡人が妻です。これは屋敷地でありまして、夫が農業を営んでいるが、現在、住んでいる住宅の老朽化に伴い、申請地を妻より借り受け、農家住宅を新築したいという申請でございます。現地を確認したところ、屋敷地でありまして、周辺農地に問題はありませんでした。これは使用貸借であります。地区協議会では承認となりました。再度のご審議のほど、よろしく願います。
- 3番委員 番号11番と12番について報告します。
11番は蓄電池を設置するということで、いろいろ調べてみましたら、蓄電池というのはかなりの音が24時間すると。地下鉄の公害ぐらいの音、80デシベルという音がするらしいんです。メーカーさんによって音も多少違うということなんですけれども、設置するのに50mの範囲の住宅には影響が出るということで、そのところ、今回も事業説明には行ってもらったんですけども、音の説明が全然なかった。ちょうど私の友達、もう亡くなってしまった友達なんですけれども、その人の奥さんに聞きに行ったら、音に関しては一切説明がなかったということなものですから、今回は音の説明を近隣の人に説明してもらうということで保留ということにしました。
12番は、国道と倉庫に挟まれた農地のない住宅地なので、第2地区では承認相当との意見でありました。
再度のご審議をお願いします。以上です。
- 18番委員 番号13番について、18番から説明させていただきます。
この案件は、一般住宅用地として提出されておまして、申請地の周辺状況は、3面が宅地になっておまして、残り1面が道路になっております。許可基準から見た判断は、全て問題なしということで、地区協議会では許可相当としましたので、再度協議をお願いいたします。以上です。
- 議長 ただいま、第2地区協議会より番号10番から13番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号10番、12番、13番を許可とし、11番を保留とすることに賛成の方の挙手を求めます。

- (挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号10番、12番及び13番を許可とし、11番を保留とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号14番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 16番委員 番号14番について報告します。
譲受人と譲渡人は親子でございまして、分家の住宅を造りたい。使用貸借の方法による分家です。場所につきましては、道路と集落に挟まれたところございまして、農用地の除外を昨年して、それが許可になった。農用地の除外ということは、宅地化をすることの目的で許可になったものでございまして、第3地区では許可相当という結論を得ましたので、再度のご審議をよろしく願います。以上です。
- 議長 ただいま、第3地区協議会より番号14番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございませうか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号14番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号14番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号15番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 8番委員 番号15番について、第4地区から報告します。
これは先ほどありました11番の蓄電池の設置と同じ業者のことなんですけれども、立地条件のよい申請地を取得して蓄電池を設置したいということなんですけれども、先ほど騒音が激しいという話も聞きました。現在、北に1軒住宅を建設しておりまして、その北に住宅が何軒かあるんですけれども、騒音の説明等をしてもらいながら進めてもらいたいと思うので、今回は第4地区としましては、これを保留とさせていただきます。以上です。

- 議長 　　ただいま、第4地区協議会より番号15番について報告がありました
が、ご意見、ご質問等ございますか。
- 18番委員 　第2地区の3番委員が説明した、僕も同じ管轄なのであれなんです
けれども、15番も蓄電池の用地になっています。蓄電池を設置する場
合は添付図面だとか事業の添付等の書類、あるいは関係法令というのは
必要なんですか。具体的には、都市計画法だとか建築基準法、そうい
うのが蓄電池の場合、必要なんですか。
- 事務局 　事務局から回答いたします。
蓄電池にかかわらず、農地法の許可に当たっては、他法令の許可見込
みが必要ということになっております。例えば、住宅を造るに当たっ
ては、開発の許可、そういったものが取れるかどうか。あと、例えば特
定都市河川流域ということで、そういった雨水の心配があるような地
区は、その対策が必要だとか、そういった許可の申請の見込みだっ
たりだとか、各種関係法令の許可見込みについては、全ての案件につ
いて照会をかけている次第であります。今回の件につきましては、まず
開発の許可、蓄電池においても、開発行為に係るものがあるというこ
とで確認をしております。こちらは特殊工作物に該当する蓄電池、要
するに危険な薬品だったり、そういったものについては開発の対象に
なるということですが、本件においては対象外ということで確認をし
ております。先ほど消防というお言葉もあつたんですが、こちらは事
業者に確認しておりまして、消防法は届出になるんですけども、こ
ちらは農転の許可後に、事業の実施が決まった際に事前に届け出るも
のということですので、許可になりましたら、消防のほうに届け出る
ということですので話を聞いてございます。また、その他の関係法令につ
いては、騒音規制法等のいわゆる音の問題についても、確認は取って
いるんですが、本件については規制に係る蓄電池ではないということ
は事業者から照会を受けて確認している次第であります。以上です。
- 9番委員 　今、蓄電池は規制にはかからないということで、PCBとか、そうい
うものは使われていないということでもいいんですか。ポリ塩化ビフェ
ニルというのがいつとき問題になったんですけども、それは使われて
いないよね。蓄電池に結構使われているという話を聞くので。
- 事務局 　すみません、こちらでは正直、農地法の中で審議する対象となっ
ておりませんので、そこまで確認は取っておりません。ただ、いづれに
しても、規制に係るものではないということでの照会を受けて確認して
おりますので、よろしく申し上げます。
- 18番委員 　今、説明いただきまして、たまたま第2地区協議会の中でいろいろ議論

はあったんですよ。蓄電池というのが最近ちらほら用地として出てきているんですね。もし自分が担当する地域に蓄電池というのが設置された場合、非常に神経を使う転用の案件なんですよ。調べてみましたら、一応許可は保留だったんですけども、3番委員からも出ましたが地区との調整というのが非常に重要だという意見が全国の中で出ています。太田市の農業委員会としても、その辺は十分認識のもとに対応をしていくべきなんだろうと私は感じました。特に、この申請をする委員の方に渡す場合に、今、事務局が言った消防法の問題だとか、それは問題ないと。あとは、これの該当する項目は全て問題ありませんというのは、やっぱり伝えるべきだと思います。そういう書類は添付して伝えるべきだと思います。事務局が承知していても、担当する地域の人が、そういう情報を知らなければ、たまたま今回、3番委員がいろいろ調べて、音の問題が非常にネックになるということが出て、これは例えば事務局から案件が来て何にも考えなければ、これは許可になっちゃったかも分からない。だから、その辺を十分注視して、今後、書類を送る場合、一言情報として添付することが必要なのではないかと思います。以上です。

3番委員

今回の件は、私は今メガソーラーをやっているものですから、この値段が下がったら蓄電池を設置しようと思って、一生懸命、今、勉強しているところなんです。いろんな先進地域の蓄電池の現場へ行ったら、物すごい音がするんです。50m離れていても、夜になったらとても耐えられないなど。自分で設置しようとしているので、余計今、勉強している。地下鉄の構内の音という説明でも、地下鉄は群馬に住んでいるとなかなか乗る機会が少ないですから、どの程度の騒音というのは、音に関してはかなり難しいわけですね。病気で布団に寝ていて、ブーンというのが24時間聞こえたらどうするんだろう。

そういう単純な発想で事務局に聞いたら、騒音防止条例の規制基準に設置されていないから、書類としたら問題ないんだと。でも、問題ないんだとしても、私が農業委員のときに、今回は近いんですよ。30mぐらいしか離れていないところで、友達のおばあさんに、あんなのをやったから、私、もう死んでしまうなんて言われたら嫌なものですから、かなりの音が出るというのを理解してもらって、それで委員長と相談したら、委員長は1回、勉強会をしたほうがいいんじゃないかと。音はどのくらいするか、メーカーに持ってこいと。今、蓄電池でもあるんだから、このくらいの音が24時間するんだよというのをやったほうがいいんじゃないか。委員長は、みんな勉強会をしたほうがいいんじゃないか。

いかと。そうしたら、地区ごとに、そうだよ、これは近いから、遠いとか。現在、私が蓄電池を2つやっている業者の人に聞いたら、50mに住宅があるところは用地を買わないと言っているんです。いずれにしろ、後になって問題が出て裁判騒ぎになると。あんなものを設置して裁判になったときに、農業委員会で許可した私なんか裁判の記録に出なきゃいけないのかなと。実際にもう騒音問題で裁判が発生しているらしいですよ。それでいろいろ見ると、後になって防音壁を造るという何千万円とかかるので、採算が合わなくなるから、そういう現場は選ばないんだという話らしいです。それをなかなか事務局のほうは、そういう知識がないものですから、県の許可どおりになっていたら書類上は問題ないと。地区協議会では、書類上は問題ないという話なんです。

16 番 委 員

今いろいろ話を聞いて、蓄電池の問題というのは改めて、今回初めてかはちょっと分からないですけれども、そういう問題がありますので、まず1点、今回、保留をするのはいいんですけども、どこまで何があったら許可になるか、そここのところの基準があると思うんですよ。その基準を定めておかないと、3番委員のほうのはオーケーで、15番委員のほうはだめですよというわけにいかないでしょうから。だとすれば、太田市の農業委員会として、この問題についてどう対応するか。農地法の問題からいったら、これは何も基準がないと思うんです。だから、農業委員会の責任は出るけれども、基準はないということで非常に判断が難しいと思うので、これは事務局サイドで、やられるとき、委員さんがどうするかちょっと分からないですよ。そんなことを言うては悪いですけども、事務局サイドでもう少し騒音防止法であるとか、環境のほうであるとか、あとは開発許可の問題であるとか、そのときの段階とかあると思うんですよ。それを総合的に検討してもらって、農業委員会とすれば、人的被害があったことが問題であるから、何m離すとか、また何デシベルにするとか、そういう基準をどこかで、これは農業委員会だけでは設けられないと思うので、その辺を検討してもらったほうがいいのではないですか。簡単にこれは結論は出ないと思うんですね。

3 番 委 員

出ないんです。実際に農業委員会の私どもの業務を外れちゃっているんです。権限がないんですよ。権限はないけれども、今までの例で農業委員会で許可がおりたら、誰も監督する人がいないんです。

16 番 委 員

だから、最終的には、そういう意味にしてみれば、農業委員会の許可基準、許可というのは農業委員会の責任になると思うんです。その前で

防波堤、だめだということではないです。許可になる基準をつくっておくべきだと思うんですね。これでは委員会、事務局サイドである程度の騒音防止であるとか、環境問題であるとか、それを基準にして、どこまでなら許可できるか。その辺の基準を定めてもらわないと、我々の判断ではできないと思うんですね。そんな簡単な問題ではないような。私も太陽光のときに、日照権の問題が出ていたんです。それも基準がないんですね。実務上、日照の問題が生じるとなれば、日陰になる土地に対して迷惑料がかかるわけですから、それを協議してくれということで前に払ったことがあったんです。日照が出てくるので、業者のほうで、それを取下げますということで取り下げたんですね。そういう話ができ、お互いにオーケーならいいですけども、これはなかなかそういう問題にいかないと思うんです。見えない問題が出ていますからね。それを全面に許可をもらうわけにいかないです。突っ込んだ話合い、事務局サイドで検討してもらったほうがいいのではないですかね。今回のこれだって、業者の方から、どうしたら許可になるんですかと言われてたら、ちょっと答えがないような気がするんですけども。

3番委員

今度、業者のほうでは、どういうふうにしたら許可になるんですかと、事務局に言ってくるわけですね。

16番委員
議長

太田市を挙げて考える必要があると思いますね。私はそう思います。本件は、皆さん言われるように、蓄電池について、我々は初めての経験、実は何件か既に処理はしてあるのがあるんですが、まさに蓄電池そのものについて少し勉強した上で、今ある程度の形ができればいいなという感じでおりました、既に実はこの案件は関係者、ですから、●●●と●●●●の関係の農業委員と事前に実はすり合わせをさせていただきます。その上で事実関係を少し勉強した上で、どういう形で臨むかということをしたということ、一応両案件は保留ということにさせていただきます。ということでよろしいですか。ですから、厳密にどこまでできるかというのは、ちょっとやってみないと分からないのですが、教科書どおり、どこからどこがいいというのは、農業委員会自体が科学的知識を持っているわけではないのですけれども、とりあえず、どういうものかというのはまずは勉強してみるということにさせていただきます。ただければと思います。

18番委員

それについて意見を一言。今回のこの案件について、一応保留にしたんですけれども、事務局から、この転用にかかっている書類は全て問題なしという説明がありましたね。そのときに、業者がかなり見識が高

くて勉強している業者だったら、何でこれが保留になるんですかと。そういう事務局に転用圧力がかかる可能性もなきにしもあらずです。そのときに、太田市の農業委員会としては、定例会としては、一番心配されているのは騒音だと。それは太田市、県もそうだ。音に関する、そういう規定がないですよ。だから、これについては、事務局に転用圧力がかかった場合に、この保留の意見は住民に十分説明をする、了解を得てくれという条件ですね。だから、もし転用圧力があつた場合は、委員会の定例会で、そういう住民とのコミュニケーションを取れということで意見がまとまったので、それで保留になったんですよということをはっきり言ったほうがいいと思いますね。相手も、こういう業者はかなり知識は持っていると思いますよ。

3番委員

この業者はかなり蓄電池をやっているし、会社の規模自体が会社をつくって●●年ぐらいで●●億円の売上を上げている会社で、●●に電気を売っているらしいので、●●がバックにいるから、相当法的に詳しいことで突っ込んでくると思うんですよ。なぜ保留なんだと。農業委員会としても、優秀な弁護士を立てて闘うぐらいでないと、この問題は乗り切れないと思います。●●を相手にするわけだから。

17番委員

今、住民の了解が得られればというような条件をつけるということですが、それも住民に責任を押しつけるような形になるので、それは必要だと思うけれども、許可条件にはならないのではないかと思います。許可要件としてはあるんでしょうか。したがって、これがどういうふうにしたらいいかわからないならば、他の事例はどうなっているんだろうと。太田市だけの問題なのか、例えば●●の方かどうか分かりませんが、他県でもいいんですけれども、そういう他県事例等を集約しながら方向を定めていかないと、あえて18番委員の言うのに反対するわけではないんですけれども、要件としての住民意見は重要なんだけど、許可の判断の一つであって、そういう仕組みは逆に危険だと思います。したがって、会長さんが提唱している勉強会というのは非常に重要なのですが、その中のテーマは、具体的に蓄電池の機能そのものも重要なんですが、既に設置してあるであろうところの状況というのも、もしできたら一緒に勉強会のテーマにさせていただくとありがたいです。以上です。

議長

事業の申請者の方には、まさに我々が判断するに十分な資料がないので、それはその要求をさせていただくということになろうかと思えます。ですから、住民の了解というのは、実は●●●の案件と●●の案件というのは地理的条件がちよっと違うんですよ。ですから、一律にそ

こはああだこうだという判断がなかなかしにくいので、取りあえずは先方から必要な資料をもらって、今まさにおっしゃるように、ほかの地域との関係も見ながら、どういう形で対応したらいいかということを検討させていただいた上で判断をさせていただくということを考えております。ということでよろしいですか。

委員
議長

(異議なしの声あり)

特段ご意見がなければ、番号 15 番を保留とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長

全員賛成でありますので、番号 15 番を保留とすることに決定いたします。

議長

続いて、番号 16 番から 18 番について、第 5 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

9 番 委員

番号 16 番から 18 番までを第 5 地区から報告させていただきます。

16 番、17 番については、同じ地籍を多分分筆したものと考えられます。まず、16 番の件ですが、現在、借家に住んでおり、自分の住宅を新築したいとのことで申請がありまして、チェックリストに基づき現地を確認しましたら、周囲は住宅と畑となっており、支障はなく、問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

続きまして 17 番ですが、同じように借家に住んでおりまして、自分の住宅を新築したいとのことで、16 番と同じ理由なんですけれども、チェックリストに基づき現地確認をいたしました。現地は現在、キャベツ畑となっておりまして、その一部を利用するというので、周囲も住宅と畑となっており、支障はなく、問題ないものと判断し、許可相当と意見決定しました。

続きまして 18 番ですけれども、これは隣接地で工場を営んでいる会社がありまして、従業員の増加に伴って駐車場が不足したため、隣接地を取得し、駐車場として利用したいとのことで申請がありました。ただ、駐車場に入るのに庭先を出入りにする形があるんですけれども、地権者の承諾が得られており、私のほうも地権者に確認しましたら、それは承知しているということで、チェックリストに基づき現地確認をしましたが、問題ないものと判断し、許可相当と意見決定しました。再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

- 議 長 　　ただいま、第5地区協議会より番号16番から18番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 　　なし。
- 議 長 　　ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号16番から18番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手 全員）
- 議 長 　　全員賛成でありますので、番号16番から18番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 　　続いて、番号19番から23番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 11番委員 　番号19番について、報告いたします。これはおじいちゃんの畑を使用貸借として借り受けて、自己の住宅を新築したいというものであります。現地を見たところ、南北、西側を3方に道に囲まれており、東側はおじいちゃんの畑になります。なので地区協議会としては問題ないという結論に至り、許可相当となりました。
再度のご審議、よろしく願います。
- 17番委員 　番号20番について、17番からご報告申し上げます。
これは議案1号4番の区分地上権に関連する案件でございます。譲受人、譲渡人は親と子の関係でございます。これは3回目の更新ということでございますけれども、現地を確認しましたところ、前に申し上げましたけれども、周辺農地への支障もなく、下部農地の営農については特に問題はないので、地区協議会としては許可相当と意見決定しました。以上です。
- 12番委員 　番号21番から23番についてご報告いたします。
21番、22番は、議案第3号の1番と2番に関連するものですが、双方とも住宅用地として自己の住宅を新築するものです。23番は、建築不動産を営んでいることから、賃貸住宅の駐車場と業務の資材置場が不足しているために、申請地を利用するものです。チェックリストに基づき現地を確認したところ、周辺農地への支障もないため、許可相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 議 長 　　ただいま、第6地区協議会より番号19番から23番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員	なし。
議長	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号19番から23番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議長	全員賛成でありますので、番号19番から23番を許可とすることに決定いたします。
議長	続いて、議案第5号 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)変更案が会長宛てに提出されたので、意見の決定を求めます。 市長部局の農業政策課より一括提案をお願いします。
農業政策課	議案第5号について担当より説明させていただきます。別紙でお配りした資料をご覧ください。 2枚めくっていただくと、地域計画の変更点になるんですけども、地域計画の変更なんですけれども、関係機関からの意見聴取をすることが必要となっております。今回の内容なんですけれども、令和7年4月期の農業振興地域農用地(青地)からの除外について、容認関係該当地を担うべき農地から除外しました。 2番目が、令和7年5月期の農地中間管理事業を利用して新たに貸借を設定した農地について、担い手を変更しました。 これら2点につきましてですが、既に協議会や定例総会で決定しているもので、それを地域計画に反映させた内容となっております。一度協議会や定例総会で承認をいただいている内容なんですけれども、意見聴取をすることとなっているため、今回、追加で総会にかけさせていただきます。よろしくお願いいたします。
議長	ただいま担当より提案がございましたが、この案件について、ご意見、ご質問等ございますか。
委員	なし。
議長	ご意見、ご質問等もないようですので、地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議長	全員賛成でありますので、そのように決定し、市長に通知いたします。 農業政策課の方、ご苦労さまでした。

- 議 長 以上で審議は終了いたしました。次の報告第1号は先月、農業会議に意見聴取した10月分の許可証の取扱いに関わる太田市農業委員会会長専決規定第3条によるものでございます。
太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証交付の取扱いをいたしましたので、報告いたします。
- 議 長 続いて、報告第2号から第5号について、事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、13ページから14ページに記載のとおり、6件提出されております。
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、15ページから17ページに記載のとおり、11件提出されております。
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、18ページに記載のとおり、2件提出されております。
報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、19ページから26ページまで記載のとおり、29件提出されております。
以上、報告させていただきます。
- 議 長 報告第2号から第5号につきまして、ご質問等ございますか。
委 員 なし。
議 長 質問等もないようですので、続きまして、協議事項 令和7年度太田市優良農業者表彰候補者及び太田市農業後継者報奨候補者の推薦依頼が会長宛てにあったので、候補者の決定を求めます。
事務局より提案をお願いします。
- 事 務 局 それでは、27ページにつきまして提案をさせていただきたいと思いません。
太田市長より、令和7年度太田市優良農業者表彰候補者及び太田市農業後継者報奨候補者の推薦依頼がありましたので、委員の皆様にご協力いただきまして、候補者の取りまとめをさせていただきました。別紙をご覧くださいと思いますけれども、優良農業者が個人で8名、団体としまして2団体、農業後継者は2名ということで推薦をいた

議 長 きましたので、こちらに基づきまして太田市長へ推薦をしていきたい
と思えますけれども、ご協議をよろしく願いいたします。

委員 ただいま事務局より提案がありました令和7年度太田市優良農業者表
彰候補者及び太田市農業後継者報奨候補者の推薦について、ご意見、
ご質問等はございますか。

議 員 なし。

長 ご意見、ご質問等もないようですので、事務局の提案のとおり決定し、
市長へ提出いたします。

以上で第28回定例総会を終了します。

閉 会 令和7年11月10日（月） 午後3時15分